

1 提言の背景

本県では、全国に先駆けて、平成5年に「山梨県地場産業振興条例」を制定し、これに基づく施策により、経営基盤の強化を図り、県内地場中小企業の振興に一定の役割を果たしてきた。

現在、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である中小企業・小規模事業者は、人口減少、少子高齢化、海外との競争の激化などの国の経済社会構造の変化により、経営環境は厳しいものとなっている。

本県においても、中小企業・小規模事業者数は減少しており、特に小規模事業者数は2009年から2012年の3年間で、小規模事業者全体の約9%にあたる3千1百者が減少している。

このまま小規模事業者が減少していくことは、地域の自立的で個性豊かな発展、国民生活の安定といった観点から、国民経済にとって大変大きな損失であり、小規模事業者の固有の課題の集中的な整理と確認を行った上で、小規模事業者施策を抜本的に見直し、強化していくことが求められていることから、国では、昨年6月に「小規模企業振興基本法」を制定し、小規模事業者の持続的発展を図ることとした。

本県の中小企業・小規模事業者は、資金や人材といった経営資源に大きな制約があることや、その商圏及び取り扱う商品・サービスが限定されており、価格競争やリスク対応力が弱いことから、人口減少等の構造変化の影響を受けやすく、また、経営者の高齢化、後継者不足等から経営の低迷や廃業に追い込まれるなど、様々な課題を抱えている。

「山梨県地場産業振興条例」は、その対象が製造業に限定されるなど、中小企業・小規模事業者全体の振興に向けたものではないことから、新たに条例を制定して、商業、サービス業等も含めた中小企業・小規模事業者全体の振興を図ることが求められている。

2 主旨

本県においては、企業数の99.9パーセントが中小企業であり、また、他県と比較して、特に小規模事業者への依存度が高く、企業数に占める小規模事業者の割合、従業者数に占める小規模事業者の割合及び常用雇用者数に占める小規模事業者の割合は、いずれも全国1位であり、中小企業・小規模事業者の振興は本県経済の活性化に不可欠となっている。

このため、県議会では、県が制定しようとしている中小企業・小規模事業者の振興の基本となる条例に向け、本年6月、中小企業振興対策政策提言案作成委員会を設置し、本県の中小企業・小規模事業者がその特色を活かしながら、更に発展していくた

めに必要と思われる条例の基本的な考え方及び施策について、検討を重ねてきたところである。

さらに、本県の中小企業・小規模事業者が直面している課題や実情を把握するため、中小企業関係団体との意見交換会を行い、事業承継のための支援や真に小規模企業の持続的な発展を実現するために施策の遂行状況を定期的にチェックする組織の必要性等について意見をいただいた。

これらを踏まえて、以下のとおり提言を取りまとめた。

中小企業・小規模事業者の振興の基本となる条例の制定にあたって、この提言が十分に尊重され、反映されるよう要望する。

3 条例に規定する基本的な考え方

【提言】

- ・ 国の中小企業憲章においては、「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増しているが、難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。」と謳っている。

本県においても、本県の歴史や文化などの地域特性を踏まえながら、中小企業・小規模事業者の発展についての重要性について前文などで明らかにすべきである。

- ・ 県は、中小企業・小規模事業者の振興のため、中小企業・小規模事業者が経済的社会的環境の変化に対応した経営の改善及び向上を目指す自主的な努力を行うことを促進すること。
- ・ 中小企業・小規模事業者の振興に関する施策の実施に当たっては、県をはじめ、国、市町村、中小企業・小規模事業者関係団体等の連携と県民の協力により推進すること。
- ・ これまで本県の産業を支えてきた地場産業の振興に向けた支援を更に充実すること。
- ・ 中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を、総合的かつ計画的に実施することを県の責務として明記するとともに、市町村の協力や中小企業・小規模事業者、中小企業・小規模事業者関係団体、教育機関、金融機関及び大企業者が中小企業・小規模事業者の振興を図るための役割について明記すること。

- ・ 県民に、中小企業・小規模事業者が地域社会の持続的な発展に寄与していることを理解してもらうとともに、その発展への協力について明記すること。
- ・ 中小企業・小規模事業者の振興を図るための施策を総合的に推進する計画を策定すること。
- ・ 中小企業・小規模事業者の持続的な発展を実現するためには、施策の遂行状況を定期的にチェックし、成果や課題を検証することが必要であることから、そうした機能を持つ組織を設置すること。

4 条例に規定する基本的施策

(1) 経営基盤の強化

【現状・課題】

本県の中小企業・小規模事業者は、多くの雇用の機会を創出し、本県の経済をけん引する重要な役割を果たしているが、需要の減少、人手不足による人件費増、原材料費高などにより、経営は厳しい状況が続いている。

このような状況の中で、本県の中小企業・小規模事業者が持続的に発展していくためには、事業経営に必要な資金の調達などへの支援が必要である。

【提言】

・ 資金供給の円滑化

創業、経営革新、新製品・新サービスの開発等に対し、金融機関からの借り入れだけではなく、本県独自の中小企業向けの資金調達の枠組み作りをすること。

・ 支援体制の整備

本県の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業・小規模事業者の経営方法の改善等に関する情報提供や相談体制を充実すること。

(2) 販路の拡大

【現状・課題】

本県の中小企業・小規模事業者は、消費者ニーズの多様化や企業間競争の激化により、既存の販路だけではなく、新規取引先の確保が大きな課題となっている。

また、経済のグローバル化と少子高齢化の進展による人口減少に伴う国内市場の縮小が見込まれる中で、国際展開の必要性が高まっている。

【提 言】

- ・ 本県の自然・文化などが有する良質なイメージや技術などの強みを中小企業・小規模事業者の事業活動に活かしながら、消費者ニーズの多様化や経済活動のグローバル化・企業間競争の激化などの環境変化に対応していくため、ITを利活用した国内外における販路の開拓、取引の拡大について支援すること。
- ・ 中小企業・小規模事業者の連携または共同での販路の拡大を支援するとともに、国内外の商談会、展示会等に出展する中小企業・小規模事業者への支援をすること。

(3) 創業の促進・継続的支援及び経営の革新

【現状・課題】

本県の中小企業・小規模事業者は、経営者の高齢化、後継者不足等により減少傾向にあり、創業より廃業が多い状況となっている。

このような中、中小企業・小規模事業者が、成長発展していくためには、環境変化に対応した新たな事業に挑戦することが求められている。

【提 言】

・ 創業の促進

県内で新たな事業を起こすことが容易になるような行政支援の枠組みを作るとともに、地域で創業を希望する者を発掘・育成する体制を整備すること。

・ 創業後の継続的支援

創業後においても、成長・発展段階まで企業の成長段階に応じた切れ目のない支援を行うこと。

・ 新たな事業展開への支援

新分野進出、経営革新など新たな取り組みに挑戦する中小企業・小規模事業者に対して、その実現を図るための支援を行うこと。

・ 新製品・新サービス開発の支援

新製品や新サービスの開発に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その開発にかかる技術、ノウハウの助言・指導について、大学等と連携して行うこと。

(4) 人材の育成及び確保

【現状・課題】

本県では、就業人口の減少や高齢化が進んでおり、中小企業・小規模事業者の発展のための優秀な技術者や専門的知識を持つ人材が不足しているほか、一部の業種・職種では、若年の技能者・資格者が不足し、近い将来、事業の継続が困難になることも懸念されている。

また、経営者の平均年齢が上昇する一方、親族内での後継者の確保が困難になっており、事業承継は中小企業・小規模事業者が直面する大きな課題である。

中小企業・小規模事業者にとって、人材は経営資源の根幹をなすものであり、人材の育成及び確保と定着により経営力をアップし、本県経済の活力の維持に繋げていくことが急務となっている。

【提言】

・大学等との連携による人材育成及び確保

中小企業・小規模事業者の技術ニーズを的確に踏まえた人材を育成し、技術者の人手不足や雇用のミスマッチの解消を図るため、地域産業の技術ニーズの把握に努め、県内の大学、専門学校等と連携し、中小企業・小規模事業者への人材供給を推進すること。

・技術者・技能者の育成

産業構造が変化し、技術が高度化する中、産業技術短期大学校等の職業訓練施設は、産業界のニーズを的確に捉えて、カリキュラムの見直しや、先端技術を修得できる環境整備に努めること等により、中小企業・小規模事業者が求める人材の育成や、若年技術者のキャリアアップを推進すること。

・次代を担う産業人材の育成及び確保

優秀な人材の県外流失に歯止めをかけるとともに、中小企業・小規模事業者の人材の育成及び確保に資するため、児童、生徒及び学生に対して職場見学・体験、インターンシップ等の実践的なキャリア教育を行い、県内の中小企業・小規模事業者のメリットについて認識させること。

また、県内の中小企業・小規模事業者のPRを強化することにより、優秀な人材を県外から招聘するとともに、大学生等のU・Iターン就職を促進すること。

・事業の承継

事業承継が円滑に行われるよう、後継者の育成、相続問題等、事業承継に関する相談体制を整備し支援すること。

(5) 小規模事業者への支援

【現状・課題】

本県の企業数に占める小規模事業者の割合は、全国 1 位で、他県と比較して、小規模事業者への依存度が高い状況である。

一方、小規模事業者数は、この 10 年間で 2 , 4 4 1 の小規模事業者が廃業等により減少しており、減少率は 8 . 6 % となっている。地域社会の担い手でもある小規模事業者の減少は、地域の疲弊に直結した問題である。

また、小規模事業者は、販売力の維持強化及び資金や人材といった経営資源の面等で課題を抱えている事業者が多く、小規模事業者の経営を維持、発展させるための支援が求められている。

【提 言】

地域振興を推進するためには、地域に暮らす小規模事業者が活発な経済活動や地域活動を行うことが大切であることから、経営不振や担い手不足に直面している小規模事業者や支援策の情報を得ることが難しい小規模事業者に対する相談窓口の設置やマーケティング調査の促進、データ分析の研修など、県、市町村、中小企業・小規模事業者関係団体等が連携して、地域ぐるみできめ細かい支援体制を構築すること。

(6) 地場産業の振興

【現状・課題】

地場産業については、地域の歴史・文化・風土と密接に結び付き、脈々と営まれてきた産業であり、地域の経済や雇用を支えてきたが、ライフスタイルの変化による需要の低迷や急激な技術革新、情報化の進展等により、経営環境が厳しい状況にある。

【提 言】

地場産業に携わる中小企業・小規模事業者の振興を図るため、地域資源を活用した商品開発や、生活様式の多様化に対応した商品の開発、国内外の販路拡大及び後継者の確保と技術の伝承・向上への取り組みを支援すること。

山梨県中小企業振興対策政策提言案作成委員会

委員長 桜本 広 樹

委員長職務代理者 佐藤 茂 樹

委員 山田 一 功

委員 水岸 富美男

委員 宮本 秀 憲

委員 皆川 巖

委員 山下 政 樹

委員 早川 浩

委員 上田 仁